

令和8年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月12日提案分)

企業庁

目 次

ページ

1	神奈川県県営上水道条例 新旧対照表	-----	1
---	-------------------	-------	---

1 神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(工事の施行) 第14条の2 (略) <u>2 前項本文の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、管理者以外の水道事業者（水道法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は管理者以外の水道事業者により同法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる。</u> (指定給水装置工事事業者の工事) 第15条 指定給水装置工事事業者 <u>(前条第2項の規定により管理者以外の水道事業者又は管理者以外の水道事業者により水道法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる場合におけるその者を含む。第48条第1項第2号を除き、以下同じ。)</u>は、給水装置工事（修理工事を除く。以下「工事」という。）を施行しようとするときは、あらかじめ設計について管理者の審査を受け、かつ、工事の施行について管理者の承認を受けなければならない。 2・3 (略)</p>	<p>(工事の施行) 第14条の2 (略) (新規) (指定給水装置工事事業者の工事) 第15条 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事（修理工事を除く。以下「工事」という。）を施行しようとするときは、あらかじめ設計について管理者の審査を受け、かつ、工事の施行について管理者の承認を受けなければならない。 2・3 (略)</p>